

京都大学原子炉実験所図書室利用規則

平成15年12月15日 協議員懇談会制定

(趣旨)

第1条 この規則は、京都大学原子炉実験所（以下「実験所」という。）の図書室（以下「図書室」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書の区分)

第2条 図書を次のとおりに分ける。

- (1) 一般図書
- (2) 参考図書
- (3) 学術雑誌
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他の資料

(利用者)

第3条 図書室を利用することのできる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 実験所の所員
- (2) 共同利用研究者及び共同研究者
- (3) 実験所で受け入れている学生
- (4) 所員及び学生に準ずる者
- (5) その他一般の利用者

(利用時間)

第4条 図書室の利用時間は、次の各号に掲げる日を除き、平日の午前9時から正午及び午後1時から5時までとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日及び休日（振替休日を含む。）
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(閲覧)

第5条 図書を閲覧しようとする利用者は、所定の手続きを経て、所定の場所で閲覧しなければならない。

2 図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及びこの規則を、常時閲覧室に備え付けるものとする。

3 次の各号に掲げる場合においては、閲覧を制限することができる。

- (1) 貴重書等の原資料を利用させることにより当該資料の破損若しくはその汚損を生

じるおそれがある場合

- (2) 当該図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分
- (3) 当該図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間

（帯出）

第6条 利用者は、図書を帯出することができる。

2 帯出期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 一般図書 | 2週間 |
| (2) 学術雑誌（未製本雑誌のみ） | 1週間 |
| (3) 視聴覚資料 | 2週間 |
| (4) その他の資料 | 2週間 |

3 帯出冊数は、前項各号の図書合算で、1人10冊以内とする。

4 利用者は、帯出期間を厳守しなければならない。帯出期間を経過しても、図書を返却しない利用者に対しては、一定期間帯出を停止することができる。

5 帯出期間を超えて引き続き帯出を受けようとする利用者は、他に帯出を希望する利用者がない場合に限り、期間延長の手続きをすることができる。

6 帯出を受けた利用者は、その図書を他の者に転貸してはならない。

（帯出手続き）

第7条 利用者は、図書の帯出を受ける場合は、所定の手続きを経なければならない。

2 第3条第5号に該当する利用者は所定の手続きの際、氏名、現住所の確認できるもの（運転免許証、職員証、学生証、健康保険証、氏名と現住所の記載された郵便物など）を提示しなければならない。

（臨時の返却）

第8条 帯出中の図書は学術情報本部長が必要と認めた場合は、帯出期間に関係なく返却しなければならない。

（禁帯出の図書）

第9条 次に掲げる図書の帯出は、禁止する。

- (1) 参考図書
- (2) 学術雑誌（製本雑誌のみ）
- (3) 受入後1週間以内の新着一般図書及び新着学術雑誌
- (4) その他学術情報本部長が指定する図書

（長期帯出図書）

第10条 実験所教官等が研究費で購入した図書は、長期帯出図書として使用簿に記載し、各自の責任において保管・使用することができる。

(文献複写)

第11条 図書の複写を希望する者は、所定の手続きにより複写を依頼することができる。

(遵守事項)

第12条 利用者は、図書室の利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。
- (2) 図書、機器又は設備を汚損若しくは破損しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙しないこと。
- (4) その他、他の利用者に迷惑をかける行為をしないこと。

(紛失、汚損等)

第13条 利用者は、図書又は機器を紛失、若しくは汚損、破損したときは、弁償しなくてはならない。

(利用の制限)

第14条 学術情報本部長は、この規則又は指示に従わない利用者に対し、利用を制限することができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、図書室の利用に関し必要な事項は、学術情報本部長が定める。

附則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 図書閲覧貸出規則(平成4年5月28日改正)は、廃止する。